

(様式 2-2)

1. 育成経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
056149	令和 7 年 2 月 25 日	株式会社フォレストリー穂林	代表取締役 土田知礼	秋田市土崎港東二丁目 18-8-2	018-811-1901	有

2. 雇用の状況

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 3 (3)	人 1 (1)	有	有	人 5	% 3.915	人 4	人 4	人 4	人 4

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道作設ヘーネーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター(森林総合監理士)	ニューグリーンマイスター	秋田県林業技術管理士
2人	1人	1人	人	1人	人	人	人	人	2人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

注3 森林作業道作設ヘーネーターとは、森林作業道作設ヘーネーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4. 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスター	フォワーダ	スイングヤード	フェラーバンチャ	スキッタ	タワーヤード	バケット付グラップル	林内作業車	その他
台	台	1台	1台	台	2台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととすること。

5. 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
			直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積 (ha)	直営				5 ✓
			請負		26.2	9.44	
			合計		26.2	9.44	5 ✓
	間伐	材積 (m³)	直営				1,400 ✓
			請負	1,441	1,080	1,029	
			合計	1,441	1,080	1,029	1,400 ✓
	間伐	生産性 (m³/人日)	直営	10.1	5.7	8.6	12.7 ✓
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営				
			請負	35	19.11	51	60 ✓
			合計	35	19.11	51	60 ✓
	下刈り	面積 (ha)	直営				
			請負	2,900	2,407	4,159	5,000 ✓
			合計	2,900	2,407	4,159	5,000 ✓
			生産性 (m³/人日)	3.9	6.0	6.9	7.7 ✓

その 他	面積 (ha)	直営				
		請負	15	5	12.79	
		合計	15	5	12.79	

事業期間

直近の事業年度： R6年 1月 1日～ R6年 12月 31日
 目標とする事業年度： R11年 1月 1日～ R11年 12月 31日

以下の6～12の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

- ※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。
- ※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

6. 生産管理又は流通合理化等

取り組んでいる 意向がある

(1) 適切な生産管理

作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し (年後)

作業システムの改善 (年後)

その他 () (年後)

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

製材工場等需要者との直接的な取引 (2年後)

とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (年後)

森林所有者や工務店等との連携 (2年後)

その他 () (年後)

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

秋田県素材生産流通協同組合を通じ木材クラウド等を利用して、安定的に共同販売・共同出荷する。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

取り組んでいる

取り組む意向がある

伐採・造林の一貫作業システムの導入 (3年後)

コンテナ苗の使用 (3年後)

低密度植栽 (3年後)

下刈りの省略 (年後)

その他（ ） (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

伐採再造林の一貫作業システムに取り組むほか、コンテナ苗の利用や低密植栽などにより、造林保育の省力化や低コスト化を図る。

8. 主伐後の再造林の確保

有している

整備する意向がある

主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 (年後)

取り組んでいる

取り組む意向がある

主伐後の適切な更新 (3年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

主伐後の再造林を一体的に実施する体制は整っているため、今後、計画的に適切な更新を図る。

9. 生産や造林・保育の実施体制の確保

1年間

□

素材生産の事業実績



造林・保育の事業実績



10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

策定等
している

策定等する意
向がある

独自の行動規範等の策定



□ (年後)

所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等



□ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

秋田県素材生産流通協同組合の行動規範による。

11. 雇用管理の改善及び労働安全対策

取り組ん
でいる

取り組む
意向がある

(1) 雇用管理の改善

現場作業職員の常用化



□ (年後)

現場作業職員への月給制の導入



□ (年後)

計画的な研修実施などの教育訓練の充実



□ (年後)

退職金共済への加入などの福利厚生の充実



□ (年後)

その他 ()

) □

□ (年後)

(2) 労働安全対策

現場作業職員等への安全衛生教育 (年後)

労災保険への加入 (一人親方等の特別加入を含む) (年後)

リスクアセスメント (年後)

防護具の着用の徹底 (年後)

作業現場の安全巡回 (年後)

労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 (年後)

その他 () (年後)

(1) 及び(2)の該当するもの (チェックしたもの) について、具体的な内容を記述してください。

社内での作業現場の巡回を行い安全対策に取り組むほか、安全衛生教育等講習を受けるなどして
現場や通勤等における安全対策に努めている。
また、社内研修などを計画し教育訓練にも務めている。

1.2. コンプライアンスの確保

はい いいえ

業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮

捕を経ないで公訴を提起されたときから 1年間を経過していない者である

業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に

向けた取組が確実に行われると認められない者である

国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である

9 の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である

その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関

し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理

由がある者である

〔破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等〕

13. その他知事が定める情報

例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）、表彰実績、経営の健全性（FSC 森林認証、SGEC 「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価）、指名停止処分等の状況、民有林森林整備関係委託事業の実施状況等